

## 雇用保険法の一部を改正する法律案要綱

### 第一 就業促進手当の改正

安定した職業に就き、就業促進手当の支給を受けた者であつて、同一の事業主の適用事業にその職業に就いた日から引き続いて六月以上雇用されるものうち、厚生労働省令で定める要件に該当するものに対して、基本手当日額に基本手当の支給残日数に相当する日数に十分の四を乗じて得た数を乗じて得た額を限度として厚生労働省令で定める額を支給するものとする。こと。（第五十六条の三第三項関係）

### 第二 教育訓練給付の改正及び教育訓練支援給付金の創設

#### 一 教育訓練給付の改正

一般被保険者又は一般被保険者であつた者（以下「教育訓練給付対象者」という。）が、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練として厚生労働大臣が指定する教育訓練を受け、当該教育訓練を修了した場合（当該教育訓練を受けている場合であつて厚生労働省令で定める場合を含む。）において、支給要件期間が三年以上であるときに、当該教育訓練の受講のために支払った費用の額に百分の二十以上百分の六十以下の範囲内において厚生労働省令で定める率を乗じて得た額の教

育訓練給付金を支給するものとする。

ただし、当該教育訓練を開始した日前厚生労働省令で定める期間内に教育訓練給付金を受けたことがあるときは、教育訓練給付金は支給しないものとする。 (第六十条の二関係)

## 二 教育訓練支援給付金の創設

教育訓練給付対象者（教育訓練給付金の支給を受けたことがない者のうち、一般被保険者であった者であつて、厚生労働省令で定めるものに限る。）であつて、平成三十一年三月三十一日以前に厚生労働省令で定める教育訓練を開始したもののうち、当該教育訓練を開始した日における年齢が四十五歳未満である者に対して、当該教育訓練を受けている日のうち失業している日（失業していることについての認定を受けた日に限る。）について、賃金日額に百分の五十から百分の八十までの範囲で厚生労働省令で定める率を乗じて得た金額に百分の五十を乗じて得た額の教育訓練支援給付金を支給するものとする。

ただし、基本手当が支給される期間及び給付制限等により基本手当を支給しないこととされる期間については、教育訓練支援給付金を支給しないものとする。 (附則第十一条の二関係)

### 第三 資料の提供等に関する規定の新設

行政庁は、関係行政機関又は公私の団体に対して、この法律の施行に関して必要な資料の提供その他の協力を求めることができるものとする。 (第七十七条の二関係)

### 第四 基本手当の支給に関する暫定措置

給付日数の延長に関する暫定措置等の期限を三年間 (平成二十九年三月三十一日まで) 延長すること。

(附則第四条、第五条第一項及び第十条関係)

### 第五 育児休業給付金に関する暫定措置

育児休業給付金の額については、当分の間、被保険者が休業を開始した日から起算し当該育児休業給付金の支給に係る休業日数が通算して百八十日に達するまでの間に限り、被保険者が休業を開始した日に受給資格者となったものとみなしたときに算定されることとなる賃金日額に支給日数を乗じて得た額の百分の六十七に相当する額に引き上げるものとする。 (附則第十二条関係)

### 第六 附則

#### 一 施行期日

この法律は、平成二十六年四月一日から施行するものとする。ただし、第四は公布の日から、第二は平成二十六年十月一日から施行するものとする。 (附則第一条関係)

## 二 経過措置

この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるものとする。 (附則第二条から第五条まで並びに

附則第七条及び第九条関係)

## 三 関係法律の整備

その他関係法律について所要の規定の整備を行うこと。